

福祉・介護人材マッチング支援事業
人材確保・定着支援のための
経営相談助成事業実施要領

(目的)

第1条 福祉・介護の職場における人事労務管理の改善、法人全体の経営計画策定、財務体質改善等、法人経営に関して、弁護士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、中小企業診断士(以下「専門家」という。)への相談に必要な経費を助成することにより、採用・定着できる職場づくりを支援する。

(実施主体)

第2条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)福祉人材・研修センターとする。

(対象)

第3条 この事業の対象は、社会福祉事業を実施している栃木県内の法人とする。

ただし、社会福祉法人が弁護士、社会保険労務士及び税理士への相談を必要とする場合は、県社協及び栃木県社会福祉施設経営者協議会が実施する「福祉施設経営指導事業」を活用するものとする。

(内容)

第4条 経営相談を必要とする法人が、相談を依頼しようとする専門家を選定し、専門的な指導・助言を受けた場合、その専門家へ支払う経費(以下「相談料」という。)について、1法人あたり年間10万円(以下「限度額」という。)を上限に助成する。

2 限度額を超える分については法人自らの費用負担とする。

3 他の助成制度との併用は不可とする。

(申込み)

第5条 この事業を希望する法人は、別記様式1により、県社協に申し込むものとする。

2 申し込みは、助成額が限度額に達するまで行うことができる。

(決定)

第6条 県社協は助成を決定した場合には、申込法人に対してその旨通知するものとする。

(報告)

第7条 指導・助言を受けた法人(以下「相談法人」という。)は、終了後概ね1か月以内に別記様式2による報告書及び別記様式3による請求書に専門家からの領収書(写)を添付して、県社協に提出するものとする。

(助成額の支払)

第8条 県社協は、前条の報告書等を受領後、相談法人に対して所定の経費を振り込むものとする。

(実施期間)

第9条 この事業は、平成24年3月末日までとする。

附則

この要項は、平成23年6月1日から施行する。